

地方議会の財務報告活用にかかる実態調査

柴 健 次

佐 藤 綾 子

地方議会（議員）は財務報告の重要な利用者であり、議会の予算・決算審議における財務書類の利用が期待されている。しかしながら、財務書類（本稿では、公会計情報のこと）が議会において有用であるか否かについては明確になっていない。そこで、①地方議会が利用可能な各種の情報（財務情報を含む）につき、それら情報の利用の程度（閲覧状況）、有用性の認識、および理解可能性を把握すること、そして、②予算・決算審議において必要な具体的情報、③議会活動と情報収集の実態を把握するために、2018年2月から3月にかけて全国の地方議会議長を対象に「地方議会における財務情報活用に関する実態調査」を実施した¹⁾。同調査の依頼文と質問票は本稿末尾に付録として掲載している。本稿はその調査結果の概要につきとりまとめたものである。

第1節 調査概要

第1項 アンケート調査概要

アンケートは2018年2月から3月にかけて、全国の地方議会（1,788団体）に調査票郵送により実施した。1,125議会より回答を得、回答率は62.9%であった。地方議会の実態調査に関しては、2010年に小林・山本・石川らが実施した地方議会議長を対象とした財務情報の利活用に関する調査が確認されるのみである²⁾。本調査では財務情報活用に関し包括的に実態を把握すべく質問項目は71項目に及んだが、それにもかかわらず6割を超える回答を得ることができた。質問は四つのカテゴリーから構成されており、その内容は以下の通りである。

(1) 予算・決算審議における資料の利用について（予算資料、決算資料、財務書類等）

1) 本調査は関西大学経済・政治研究所「財政の健全化と公会計改革」研究班主幹柴健次と富山国際大学佐藤綾子が共同で実施した。また、科学研究費補助金「地方議会の意思決定に有用な財務報告に関する研究」基盤研究（C）（15K03794、代表者：佐藤綾子）の補助を受けている。

2) M.Kobayashi, K.Yamamoto, K.Ishikawa (2016)" The Usefulness of Accrual Information in Non-mandatory Environments: The Case of Japanese Local Government" .Australian Accounting Review, Vol26 Issue2, June 2016, pp.153-161

- 閲覧状況
 - 有用性の認識
 - 理解しやすさ
- (2) 予算・決算審議における情報ニーズについて
- (3) 議会活動の状況
- 議会活動の状況
 - 議会活動における情報収集について
- (4) 基本情報
- 団体基本情報
 - 回答者属性

第2項 アンケート調査の回答状況及び回答者属性

アンケート調査期間及び回収状況については図表1の通りである。全国の地方議会（1,788団体）に郵送により実施し、1,125議会より回答を得た。回答率は62.9%であった。

回答団体の規模別では人口5万人以下の団体が61.2%を占め、同5～10万人が16.6%、同10～20万人が10.0%と、20万人以下の団体で87.8%を占める（図表2）。回答者の属性については男性が91.1%、女性が7.2%であり、年齢分布については図表3の通りである。都道府県議会および政令指定都市の議会に女性議長がいないのに、市区町村議会1,721団体のうち女性議長が51名（3.0%）³⁾であることと比較すると女性の比率が高い。これは議長本人の回答が難しい場合、議会事務局等の担当者の代理回答を可としたことが影響していると思われる。議長本人以外からの回答は57%となっており⁴⁾、これは、年齢分布にも影響を与えていると推測される⁵⁾。

第2節 アンケート調査結果

第1項 予算・決算審議における資料の閲覧について

問1では、予算・決算審議における①予算書、②予算概要書、③予算説明資料（議会提出資料、主要な施策の説明等）、④決算書、⑤決算概要書、⑥決算説明資料（議会提出資料、主要な施策の成果等）、⑦監査委員会決算審査意見書、⑧財務書類の8つの資料の利用に関し、(1)資

3) 内閣府男女共同参画室「女性の政治参画マップ2017」参照。都道府県議会議長は2017年3月、政令指定都市は2018年12月現在。町村議会調は2017年7月1日現在。

4) 実態調査では議長の視点にたった議長以外の代理回答を可としている。そのため回答者のうち29%は議会事務局職員による。

5) 内閣府男女共同参画室『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成29年度）』（参考1）、（参考2）参照。

図表1 アンケート調査次期および回収状況

発送開始：2018年2年16日

回収締切日：2018年3年31日（依頼時設定締切日2018年3月9日より延長）

	送付数	回答数	回答率
全体	1,788	1,125	62.9%
都道府県	47	31	66.0%
政令指定都市	20	14	70.0%
市区	794	561	70.7%
町村	927	511	55.1%
団体名未記入	—	8	—
計	1,788	1,125	62.9%

図表2 回答団体の人口規模

人 口	5万未満	5～10万	10～20万	20～30万	30～50万	50万以上	無回答	無効他
回答数 (構成比)	689 61.2%	187 16.6%	113 10.0%	31 2.8%	36 3.2%	55 4.9%	14 1.2%	0 0.0%

図表3 回答者属性

性 別	男性	女性	無回答	無効他
回答数 (構成比)	1025 91.1%	81 7.2%	16 1.4%	3 0.3%
年齢	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
回答数 (構成比)	37 3.3%	119 10.6%	272 24.2%	446 39.6%
			70歳以上	無回答
			0	27
				224
			0.0%	2.4%
				19.9%

料の閲覧状況、(2)有用性の認識、および(3)理解可能性について質問した。図表4はその結果であり、ここから次の特徴を指摘することが出来る。

第1に、資料の閲覧状況、有用性の認識、理解可能性の各々において、最も肯定的な尺度である「全て読む」、「非常に有用」、「よく理解できる」の回答の比率が非常に高い点である。次に、肯定的な上位二つの尺度、すなわち資料の閲覧状況に関する「全て読む」と「関心領域のみ読む」、有用性の認識に関する「非常に有用」と「やや有用」、理解可能性に関する「よく理解できる」と「やや理解できる」の比率の合計でみると、8つの資料のうち財務書類を除きいずれの資料も9割を超えており、これに対して財務書類についての上位二つの尺度の合計は、閲覧状況に関して72%、有用性の認識に関して77%、理解可能性に関して69%と相対的に低い値となっている。

それにしても財務書類を含むすべての資料につき閲覧の程度の比率が高すぎるのではないかという疑問が生まれる。すなわち、調査書の形式により、回答者が、閲覧していないと答えに

図表4 予算・決算審議における資料の利用について

質問事項						
【問】予算・決算審議における利用について						
(1) 下記の資料は予算および決算の審議でどの程度読みますか						
1 全て読む 2 関心領域のみ読む 3 どちらでもない 4 残り読まない 5 読まない						
(2) 下記の資料は予算および決算の審議でどの程度有用だと考えますか						
1 非常に有用 2 やや有用 3 どちらでもない 4 あまり有用でない 5 有用でない						
(3) これらの資料の理解のしやすさはどの程度ですか						
1 よく理解できる 2 やや理解できる 3 どちらでもない 4 あまり理解できない 5 理解できない						
[対象資料]						
(1)予算書 (2)予算概要書 (3)予算説明資料（議会提出資料、主要な施策の説明等）(4)決算書 (5)決算概要書						
(6)決算説明資料（議会提出資料、主要な施策の成果等）(7)監査委員会決算審査意見書 (8)財務書類（公会計情報のこと）						

構成比 (N = 1,125)		1	2	3	4	5	無回答・無効
①予算書	(1)閲覧状況	53.9%	40.5%	3.6%	0.8%	0.0%	0.0%
	(2)有用性の認識	74.3%	21.1%	2.8%	0.6%	0.1%	0.0%
	(3)理解可能性	50.0%	39.7%	6.8%	1.7%	0.1%	0.0%
②予算概要書	(1)閲覧状況	72.5%	19.7%	3.1%	0.3%	0.5%	0.0%
	(2)有用性の認識	76.7%	16.5%	2.6%	0.2%	0.3%	0.0%
	(3)理解可能性	63.8%	27.8%	3.8%	0.0%	0.2%	0.0%
③予算説明資料 (議会提出資料、主要な施策の説明等)	(1)閲覧状況	74.1%	22.4%	1.2%	0.2%	0.1%	0.0%
	(2)有用性の認識	84.4%	12.4%	1.0%	0.2%	0.1%	0.0%
	(3)理解可能性	69.1%	26.1%	2.4%	0.1%	0.0%	0.0%
④決算書	(1)閲覧状況	50.7%	42.4%	4.5%	1.1%	0.1%	0.0%
	(2)有用性の認識	70.6%	23.8%	3.7%	0.5%	0.1%	0.0%
	(3)理解可能性	50.1%	39.6%	7.4%	1.2%	0.1%	0.0%
⑤決算概要書	(1)閲覧状況	65.6%	24.6%	3.9%	0.4%	0.6%	0.0%
	(2)有用性の認識	72.4%	18.8%	3.5%	0.4%	0.4%	0.0%
	(3)理解可能性	61.6%	28.1%	4.7%	0.1%	0.2%	0.0%
⑥決算説明資料 (議会提出資料、主要な施策の成果等)	(1)閲覧状況	69.7%	27.1%	1.8%	0.2%	0.0%	0.0%
	(2)有用性の認識	81.6%	14.8%	1.7%	0.3%	0.0%	0.0%
	(3)理解可能性	67.7%	27.7%	2.4%	0.3%	0.0%	0.0%
⑦監査委員会決算審査意見書	(1)閲覧状況	65.9%	25.6%	5.7%	1.8%	0.0%	0.0%
	(2)有用性の認識	68.9%	22.9%	6.0%	0.8%	0.1%	0.0%
	(3)理解可能性	61.8%	28.5%	7.5%	0.7%	0.1%	0.0%
⑧財務書類 (公会計情報のこと)	(1)閲覧状況	34.0%	37.9%	15.1%	4.7%	0.9%	0.0%
	(2)有用性の認識	45.1%	32.0%	14.1%	1.4%	0.2%	0.0%
	(3)理解可能性	27.6%	41.5%	18.0%	4.2%	0.4%	0.0%

くいような誘導尋問になつてないかという反省がある。しかしながら、閲覧状況の比率そのものに絶対的な意義がないとしても、財務書類以外の7つの資料はよく閲覧されるが、財務書類の閲覧の程度はそれにくらべて劣るといった相対的な順位まで否定されるものではない。そのように読むと「できすぎる」回答も現実を反映していると解釈できる。以下の分析にあっても同じことが言えそうであるが、ここで指摘し、同じことを繰り返さないこととする。

第2は資料の閲覧に関して予算関連資料の「全て読む」の比率が高い点である。閲覧状況に関して「全て読む」の比率を高い順に整理すると、1.予算説明資料（74.1%）、2.予算概要書（72.5%）、3.決算説明資料（69.7%）、4.監査委員会決算審査意見書（65.9%）、5.決算概要書（65.6%）、6.予算書（53.9%）、7.決算書（50.7%）、8財務書類（30.0%）となる。予算説明資料、予算概要書が上位を占めている。すなわち、予算説明資料は決算説明資料を4.4p.p.、予算概要書は決算概要書を6.9p.p.、予算書は決算書を3.2p.p.上回っており、予算関連資料の閲覧における「全て読む」の比率が決算関連資料の同比率を上回る結果となっている。

第3は資料の閲覧状況に関して補足説明のある資料において「全て読む」の比率が高い点である。例えば予算関連の資料に関して、「全て読む」の比率が最も高いのは予算説明資料（74.1%）であり、予算概要書（72.5%）、予算書（53.9%）の順で続く。同様に決算については決算説明資料（69.7%）、決算概要書（65.6%）、決算書（50.7%）の順であるほか、監査委員会決算審査意見書（65.9%）となっている。予算書、決算書は款、項、目、節ごとに予算内訳が示されており主に財務情報により構成されているのに対し、予算概要書・決算概要書では予算全体の概要が、また予算説明資料・決算説明資料では主要な施策の成果など行政サービスの成果情報などもあわせて説明されるなど⁶⁾、ナラティブな説明が加えられている。ナラティブな説明という点では、監査委員会の決算審査意見書においても同様である。以上の各資料の特質を踏まえると、財務情報のみならず成果情報等の非財務情報が掲載されている資料や、予算、決算の概要等のナラティブな説明を加えた資料において「全て読む」の比率が高い傾向にあると言える。

第4は閲覧状況、有用性の認識、理解可能性に関する、各々の最も肯定的な尺度（閲覧については「1.全て読む」、有用性の認識については「1.非常に有用」、理解可能性については「1.よく理解できる」）の構成比を同一資料について比較すると、8つの全ての資料において有用性の認識の比率が最も高く（45.1%～84.4%）、閲覧状況（34.0%～74.1%）、理解可能性（27.6%

6) 予算に関して議会に提出する説明資料は地方自治法211条第2項の規定によって政令で定めるものとされ、地方自治法施行令第144条において規定されている。地方自治法施行規則第15条2項において様式が定められている歳入歳出予算事項別明細書及び給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債現在高に関する調書のほか、予算の概要を説明した資料などが含まれる。決算については地方自治法233条第1項および5項において、決算を議会の認定に付すにあたって決算書類、主要な施策の成果を説明する資料その他政令で定める書類を併せて提出するとされている。政令で定める書類は地方自治法施行令166条2項において、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調査所と規定されており、地方自治法施行規則第16条において様式が定められている。

～69.1%）の順となっている。これは有用性の認識が高いにもかかわらず、十分に閲覧されていない可能性を意味する。有用性の認識と閲覧の最も肯定的な尺度の差が大きいのは予算書（差20.4p.p.）、決算書（同19.9p.p.）であり、監査委員会決算審査意見書（同3.0p.p.）、予算概要書（同4.2p.p.）、決算概要書（同6.8p.p.）などは小さい。理解可能性と閲覧の最も肯定的な尺度の差は−0.5p.p.～8.7p.p.にとどまっているが、理解可能性と有用性で同様の差を見ると−7.1p.p.～−24.3p.p.と大きな差が見られる。なかでも有用性の認識に対して理解可能性の比率が低い資料は予算書（差24.3p.p.）、決算書（同20.4p.p.）、財務書類（同17.5p.p.）である。

第5は財務書類（公会計情報）が閲覧状況、有用性の認識、理解可能性の全てにおいて、最も肯定的な尺度の構成比が他の資料を大きく下回り、閲覧状況が34.0%、有用性の認識が45.1%、理解可能性が27.6%となっている。財務書類については、二番目に肯定的な尺度との合計（閲覧については「1.全て読む」「2.関心領域のみ読む」、有用性の認識については「1.非常に有用」「2.やや有用」、理解可能性については「1.よく理解できる」「2.やや理解できる」の合計）でも閲覧状況が71.8%、有用性の認識が77.1%、理解可能性が69.1%にとどまっており、他の7つの資料が9割を超えていていることと比較し低水準にある。また、他資料が肯定度合で一位、二位の尺度に9割の回答が集中しているのに対し、財務書類に関しては「どちらでもない」の比率が閲覧で15.1%、有用性の認識14.1%、理解可能性で18.0%となっており、財務書類そのものについての情報が十分に浸透していない可能性がある。

以上要するに、①財務書類（公会計情報）以外のすべての情報は最上位の回答と上位2位の回答のいずれも比率が極めて高いのに対して、財務書類のそれら比率はそれほど高くないということ、②予算関連情報の閲覧状況の方が決算関連情報の閲覧状況より良いということ、③ナラティブな補足説明のついた資料の閲覧状況がそうでない資料よりも良いということ、④すべての資料について有用性の認識が高いにもかかわらず閲覧状況が低いことから、有用性は認識されつつも十分には閲覧されていない可能性が示唆されること、⑤①と合わせて読まれたいが、最も肯定的な回答の比率が財務書類に関する他の資料よりも大きいくらい下がっていること、が確認できた。すなわち、ナラティブな補足説明のつかない財務書類（公会計情報）が敬遠されている様子が回答から見て取れる。

第2項 予算・決算審議において有用な情報について

図表5は予算・決算審議に必要な情報についての回答結果である。これを「非常に重要」の回答比率を高い順に整理すると次のようになる。

1 財政の健全性	83.20%	8 サービスの内容	47.00%
2 経常収支比率	67.40%	9 予算の執行率	45.20%
3 政策効果と費用の関係	62.80%	10 受益者負担の比率	40.80%

4 政策目的の達成と事務事業との関係	50.60%	11性質別（人件費、物件費等）	40.60%
5 総合計画の進捗状況	50.10%	12サービスの単価・コスト	40.00%
6 財源の種類	49.40%	13公共施設等の管理状況	37.10%
7 目的別（福祉、教育等）支出の状況	47.20%	14他団体の情報	20.30%

図表5 予算・決算審議における情報の重要性

質問事項						
【問】予算・決算の審議において、以下の情報はどの程度重要であると考えますか。						
	非常に 重要	やや重要	どちら でもない	あまり重 要でない	重要で ない	無回答・ 無効
①財政の健全性	936	162	14	0	0	0
構成比	83.2%	14.4%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
②経常収支比率	758	323	28	3	0	0
構成比	67.4%	28.7%	2.5%	0.3%	0.0%	0.0%
③予算の執行率	508	493	95	15	1	0
構成比	45.2%	43.8%	8.4%	1.3%	0.1%	0.0%
④総合計画の進捗状況	564	470	69	3	0	0
構成比	50.1%	41.8%	6.1%	0.3%	0.0%	0.0%
⑤政策効果と費用の関係	707	354	43	5	0	0
構成比	62.8%	31.5%	3.8%	0.4%	0.0%	0.0%
⑥財源の種類	556	478	68	6	1	0
構成比	49.4%	42.5%	6.0%	0.5%	0.1%	0.0%
⑦政策目的の達成と事務事業との関係	569	449	84	2	0	0
構成比	50.6%	39.9%	7.5%	0.2%	0.0%	0.0%
⑧サービスの内容	529	476	95	6	1	0
構成比	47.0%	42.3%	8.4%	0.5%	0.1%	0.0%
⑨ サービスの単価・コスト	450	522	129	7	0	0
構成比	40.0%	46.4%	11.5%	0.6%	0.0%	0.0%
⑩ 受益者負担の比率	459	513	126	7	0	0
構成比	40.8%	45.6%	11.2%	0.6%	0.0%	0.0%
⑪ 目的別（福祉、教育等）支出の状況	531	476	89	15	0	0
構成比	47.2%	42.3%	7.9%	1.3%	0.0%	0.0%
⑫ 性質別（人件費、物件費等）支出の状況	457	510	132	12	0	0
構成比	40.6%	45.3%	11.7%	1.1%	0.0%	0.0%
⑬ 公共施設等の管理状況	417	572	105	6	1	0
構成比	37.1%	50.8%	9.3%	0.5%	0.1%	0.0%
⑭ 他団体の情報	228	508	286	40	2	0
構成比	20.3%	45.2%	25.4%	3.6%	0.2%	0.0%

つまり情報ニーズに関して「非常に重要」の比率が最も高いのは財政の健全性であり、83.2%に上る。経常収支比率（67.4%）、政策効果と費用の関係（62.8%）がそれに続く。これに対して、同比率が最も低いのは他団体の情報（20.0%）であり、公共施設等の管理の状況（37.1%）、サービスの単価・コスト（40.1%）が続く。

自治体全体、政策レベル、施策レベル、事業レベルという政策体系との関連から整理すると、財政の健全性、経常収支比率など自治体全体を対象としたマクロレベルの指標の情報ニーズが高く、政策の効果と費用の関係、政策目的の達成と事務事業の関係という政策レベルの情報が続くのに対し、サービスの単価・コスト、公共施設等の管理状況など事業レベルの情報ニーズの比率が低い。

また、財務情報と、行政サービスの内容やその成果などの非財務情報という観点から見ると、比率が最も高い財政の健全性と経常収支比率は財務情報で示されるものであるが、それに次ぐ政策効果と費用の関係（62.8%）、総合計画の進捗状況（50.1%）などは財務情報と非財務情報を一体的に提供することが求められる情報である。

以上要するに、最も新しく利用可能となった公会計情報（コスト情報やストック情報）は議会においてはその重要性が高く認識されていないのに対して、従来から利用可能な予算・決算情報がマクロでみた財政の健全性の観点から必要とされている。このことは議会において公会計情報の理解が進んでいないと解釈することもできるし、行政と議会では最優先すべき関心事項が異なると考えることもできる。

第3項 議会活動の状況

図表6は議会活動の状況に関する質問の回答である。財務情報に関する項目についてみると、「予算／決算委員会に財政・財務に関する専門知識を有する方はおられますか」という問に対しでは、「はい」が21.5%となっている。ここでは専門知識に関して明確に定義をしていないことから、回答者が考える専門知識に幅があるものと推測されるものの、「はい」が2割にとどまっていることから、議会で利用する財務情報は、専門的な知識を持つ者を想定して提供されるべきではないと考えることが出来る。

「予算・決算審議の説明を含む議会広報紙を発行していますか」という問い合わせについては「はい」の比率が87.1%であり、「いいえ」と回答した団体は11.8%ある。例えば、全国市議会議長会の実態調査によれば⁷⁾、2016年中の814市（東京23特別区を含む）のうち議会が単独で議会広報を発行しているのは763団体（93.7%）であり、市広報に掲載している団体が38（4.7%）となっている。同様に町村議会では、議会単独で広報紙を発行している団体が790（88.9%）、町

7) 全国市議会議長会 2017年10月「平成29年度市議会の活動に関する実態調査結果（平成28年1月1日～12月31日）」

図表6 議会活動の状況

質問事項	上段：回答数、下段：構成比	はい	いいえ	無回答・無効
①予算／決算委員会に財政・財務に関する専門的知識を有する方はおられますか	242 21.5%	823 73.2%	0 0.0%	
②平成24年度～28年度の予算審議において修正動議が提出されたことはありますか	355 31.6%	755 67.1%	0 0.0%	
③議会基本条例を制定しておられますか	578 51.4%	541 48.1%	0 0.0%	
④総合計画の策定は議会の議決対象事案ですか	757 67.3%	338 30.0%	0 0.0%	
⑤住民向け議会報告会を開催していますか	604 53.7%	507 45.1%	0 0.0%	
⑥予算・決算審議の説明を含む議会広報紙を発行していますか	980 87.1%	133 11.8%	0 0.0%	
⑦財務書類（公会計情報のこと）の活用に関する議員向研修を開催していますか	138 12.3%	971 86.3%	0 0.0%	
⑧議会改革のための検討組織を設置しておられますか	619 55.0%	495 44.0%	0 0.0%	
⑨議長マニフェストを導入しておられますか	60 5.3%	1049 93.2%	0 0.0%	

村広報を活用して掲載している団体が99（11.1%）であり、発行していない団体も38団体（4.1%）ある⁸⁾。これらが回答の比率にも反映されている。

「財務書類（公会計情報のこと）の活用に関する議員向研修を開催していますか」との問い合わせでは、「はい」の比率は12.3%にとどまっている。これは2016年に日本会計研究学会特別委員会「新しい地方公会計の理論、制度、および活用実践」（委員長：山浦久司）が実施した地方自治体職員を対象とした調査結果⁹⁾において、職員を対象とした発生主義会計や複式簿記の教育・研修の実施に関し、「実施している」が93団体（8.4%）、実施する予定があるが163団体（14.8%）であることと比較するとやや低い水準である。

以上要するに、①議会には財政／財務に関する専門知識を有する者が少ないということ、②議会広報誌の発行比率は高いということ、③財務書類の理解を高めるための議員向け研究の実

8) 全国町村議長会「第63回 町村議会実態調査結果の概要（平成29年7月1日現在）」

9) 日本会計研究学会特別委員会「新しい地方公会計の理論、制度、および活用実践」（委員長：山浦久司）による「新地方公会計に関する実態調査」。全国の都道府県、市区町村1,788団体を対象とした郵送による実態調査で期間は2016年6月1日～24日、回答数は1,103団体（回答率61.7%）。山浦（2016）p.p.382-413参照。

施割合は低いということがわかる。

第4項 議会活動における情報収集の状況

図表7は議会活動における情報収集が機能しているか否かを問う質問の回答結果である。そして図表8は、図表7で質問した機能に関して、その機能を強化することが有用であるか否かという問い合わせに対する結果である。まず、議会活動の情報収集に関して「よく機能している」という回答の比率順で整理すると1. 議会事務局による情報収集(52.9%)、2. 視察による情報収集(38.6%)、3. 行政の担当部課からの情報提供(35.5%)、4. 議員向研修(23.9%)、5. わかりやすい議員向け資料の整備(20.6%)、6. 他団体の議会との情報共有(13.2%)、7. 外部の研究機関(大学等)との連携(3.7%)となる。最も比率の高い議会事務局による情報収集が52.9%と半数を超えており以外はいずれも4割以下の比率となっている。本節第1項～第3項の他の質問項目の多くにおいて、最も肯定的な尺度の比率が半数を超えていたことと比較すると相対的に低い水準である。

このような情報収集機能の現状に対して、情報収集機能の強化が「非常に有用」と回答した比率(図表8)を見ると、1. 議会事務局の調査機能の強化(63.8%)、2. 行政の担当部課からの情報提供の強化(56.6%)、3. わかりやすい議員向資料の整備(46.0%)、4. 議員研修の拡充(45.6%)、5. 視察による情報収集機会の拡大(42.8%)、6. 他団体の議会との情報共有(28.4%)、7. 外部の研究機関(大学等)との連携(18.8%)となる。いずれの機能の現状よりも、機能の強化を有用とする比率が上回っており、ここからも議会における情報収集機能の現状が十分に満足な水準でないと見ることが出来る。また、自治体内部からの情報提供機能だけではなく、わかりやすい議員向け資料の整備や議員研修の拡充を「非常に有用」と回答した比率も4割以上あり、「視察による情報収集機会の拡大」を上回っている点は現状と異なる点である。

そこで、同じ情報収集機能に関し、情報収集の強化が「非常に有用」と回答した比率(図表8)から情報収集が「よく機能している」と回答した比率(図表7)を引くことにより有用性の認識と現状認識のギャップを見ると、その差が20p.p.を超えるのは、わかりやすい議員向け資料の整備(25.4p.p.)、議員向研修(21.7p.p.)、行政の担当部課からの情報収集(21.1p.p.)となっている。そして、他団体の議会との情報共有(15.3p.p.)、外部の研究機関(大学等)との連携(15.1p.p.)、議会事務局の調査機能の強化(10.9p.p.)、視察による情報収集(4.3p.p.)の順で続いている。

第3節 実態調査のインプリケーション

以上、実態調査結果について概観した。再度ポイントを整理しつつ、議会に対する財務報告

図表7 議会活動における情報収集の現状

質問事項	よく機能している	やや機能している	どちらでもない	あまり機能していない	機能していない	無回答・無効
①議会事務局による情報収集	595 52.9%	418 37.2%	85 7.6%	13 1.2%	0 0.0%	0 0.0%
②行政の担当部課からの情報提供	399 35.5%	553 49.2%	126 11.2%	30 2.7%	3 0.3%	0 0.0%
③わかりやすい議員向け資料の整備	232 20.6%	493 43.8%	305 27.1%	63 5.6%	13 1.2%	0 0.0%
④外部の研究機関（大学等）との連携	42 3.7%	132 11.7%	330 29.3%	228 20.3%	364 32.4%	0 0.0%
⑤他団体の議会との情報共有	148 13.2%	447 39.7%	322 28.6%	145 12.9%	42 3.7%	0 0.0%
⑥視察による情報収集	434 38.6%	558 49.6%	87 7.7%	28 2.5%	2 0.2%	0 0.0%
⑦議員向研修	269 23.9%	567 50.4%	193 17.2%	57 5.1%	9 0.8%	0 0.0%

図表8 議会活動における情報収集に関する機能強化の有用性

質問事項	非常に有用	やや有用	どちらでもない	あまり有用でない	有用でない	無回答・無効
① 議会事務局の調査機能の強化	718 63.8%	328 29.2%	57 5.1%	4 0.4%	0 0.0%	18 1.6%
② 行政の担当部課からの情報提供の強化	637 56.6%	410 36.4%	56 5.0%	7 0.6%	0 0.0%	15 1.3%
③ わかりやすい議員向け資料の整備	518 46.0%	476 42.3%	102 9.1%	8 0.7%	1 0.1%	20 1.8%
④ 外部の研究機関（大学等）との連携	212 18.8%	426 37.9%	394 35.0%	52 4.6%	18 1.6%	23 2.0%
⑤ 他団体の議会との情報共有	320 28.4%	585 52.0%	181 16.1%	16 1.4%	3 0.3%	20 1.8%
⑥ 視察による情報収集機会の拡大	482 42.8%	523 46.5%	96 8.5%	8 0.7%	0 0.0%	16 1.4%
⑦ 議員向研修の拡充	513 45.6%	483 42.9%	97 8.6%	6 0.5%	0 0.0%	26 2.3%

の有用性を高める観点からの課題を抽出しておきたい。

第1は、財務書類の有用性が十分に認識されていない点である。つまり資産・債務管理や行政サービスのコストマネジメント等への役立ちが十分に認識されていない可能性がある。従来から議会は現金収支で補足される財政の健全性に注目していた。議会は従来通りの関心事項に焦点を合わせ、コスト情報やストック情報の有用性を引き出す仕事は行政に委ねていればいいのか、行政も議会も新たな情報の有用性を意識した討議を行う道を選ぶのかは重要な分析点となる。

第2は議会の関心と情報のギャップである。議会が従来通り、財政の健全性に最も関心があり、そのことが議会の使命であるとすれば、財務書類は有用でない情報を提供しているという意味で関心と情報の間にギャップがある。しかしながら、コストやストックの情報に关心を寄せないままに、財政の健全性の指標さえみたせばよいということであれば、客観的な会計情報に依らない誤った意思決定がなされている可能性がある。とすれば、問題はむしろ、議会の関心の狭さにあるわけなので、議会の関心を拡大することにより情報とのギャップを埋めていく努力は求められる。

しかしながら、議会における意思決定に至る現実を見なければならぬ。しばしば、与野党間の討議が客観的な会計数値に基づかないものとなっていないか十分な分析が必要である。従来の現金収支情報に公会計情報が付加されると情報が豊かになるので、これら客観情報がどういう理由で利用されないのかの分析も必要である。

第3は情報の理解可能性の問題である。地方議会における財務情報の利用者は専門的知識を前提としない。これは予算・決算資料の閲覧において、ナラティブな補足説明が加えられている資料がより閲覧されている傾向からも確認できる。そのため、地方議会においては、単に目的適合的な情報が提供されるだけでなく、それをわかりやすく提供することがより重要となるのである。これは、議会における情報収集に関して、わかりやすい議員向け資料の整備や議員向け研修の拡充に対する有用性の認識が高いことからも明らかである。

引用文献

- M. Kobayashi, K. Yamamoto, K. Ishikawa (2016) "The Usefulness of Accrual Information in Non-mandatory Environments: The Case of Japanese Local Government" *Australian Accounting Review*, Vol26 Issue2, June 2016, pp.153-161
- 全国市議会議長会 (2017) 「平成29年度市議会の活動に関する実態調査結果（平成28年1月1日～12月31日）」
全国市議会議長会
- 全国町村議長会 (2018) 「第63回 町村議長会実態調査結果の概要（平成29年7月1日現在）」全国町村議長会
- 内閣府男女共同参画室 (2017) 「女性の政治参画マップ 2017」内閣府
- 内閣府男女共同参画室 (2017) 『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成29年度）』内閣府
- 山浦久司編著 (2016) 『新しい地方公会計の理論、制度、および活用実践』日本会計研究学会第75回大会特別委員会最終報告

付録1 調査依頼状

平成30年1月

議会議長殿

政府会計学会会長
関西大学 教授
関西大学経済研究所研究班主幹
柴 健次

「地方議会における財務情報活用に関する実態調査」御協力のお願い

謹啓

厳冬の候、貴自治体におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、地方公共団体におきましては、多くのサービスニーズと厳しい財源の制約の下で、公会計改革をはじめとして多くの改革が実施されております。なかでも、公会計改革はその重要な手段として位置づけられておりますが、新地方公会計の効果的な活用はあまり進んでいない現状が見受けられます。地方議会は、予算・決算審議においてこれらの情報を利用し、効果的な行政サービスの提供について、住民の視点で検討を行い、行政を監視する重要な職責を担っていますが、これらの情報が議会において有用なものであるか否かに関してもあまり明確になっておりません。

本調査は、この問題意識に基づき地方議会における利用の状況、情報の有用性等を把握し、議会にとって有用な情報とは何かを明らかにして、地方議会の意思決定に役立つ財務情報開示の課題と方向性について明らかにすることを目的として実施するものです。そのため、本調査は地方議会に関して御経験や知見を有しておられる全国の地方議会の議長様を対象とし、財務情報の利用についてお尋ねしております。御多忙の中、お手数をおかけし大変恐縮ですが、研究の趣旨に御理解を賜り、本アンケート調査への御協力をお願い申し上げます。

なお、本調査は、文部科学省・学術振興会の科学研究費補助金（「地方議会の意思決定に有用な財務報告に関する研究」基盤研究（C）（15K03794）の学術研究の一環として、全ての地方自治体を対象に実施するもので、調査結果は学術研究目的以外には利用しません。また、個人名や自治体名につきましては厳重に管理し公表いたしません。調査結果につきましては、アンケート用紙にご記入いただきました宛先にご報告させていただく予定です。何卒、御協力のほど重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、貴自治体のますますの御発展を祈念いたします。

謹白

研究代表者 政府会計学会会長
関西大学会計専門職大学院教授
関西大学経済・政治研究所研究班主幹
柴 健次

共同研究者 政府会計学会幹事
富山国際大学准教授
佐藤 綾子

付録2 調査票

「地方議会における財務情報活用に関する実態調査」質問及び回答票

平成30年1月実施

研究代表者 柴 健次

以下の質問につき、該当する項目を一つ選択し丸印を付けて下さい。

【問1】予算・決算審議における資料の利用について

(1) 下記の資料は予算および決算の審議でどの程度読みますか。

	全て読む	関心領域のみ読む	どちらでもない	殆ど読まない	読まない
①予算書	1	2	3	4	5
②予算概要書	1	2	3	4	5
③予算説明資料(議会提出資料、主要な施策の説明等)	1	2	3	4	5
④決算書	1	2	3	4	5
⑤決算概要書	1	2	3	4	5
⑥決算説明資料(議会提出資料、主要な施策の成果等)	1	2	3	4	5
⑦監査委員会決算審査意見書	1	2	3	4	5
⑧財務書類(公会計情報のこと)	1	2	3	4	5

(2) 下記の資料は予算および決算の審議でどの程度有用だと考えますか。

	非常に有用	やや有用	どちらでもない	あまり有用でない	有用でない
①予算書	1	2	3	4	5
②予算概要書	1	2	3	4	5
③予算説明資料(議会提出資料、主要な施策の説明等)	1	2	3	4	5
④決算書	1	2	3	4	5
⑤決算概要書	1	2	3	4	5
⑥決算説明資料(議会提出資料、主要な施策の成果等)	1	2	3	4	5
⑦監査委員会決算審査意見書	1	2	3	4	5
⑧財務書類(公会計情報のこと)	1	2	3	4	5

(3) これらの資料の理解のしやすさはどの程度ですか。

	よく理解 できる	やや理解 できる	どちらで もない	あまり理解 できない	理解 できない
①予算書	1	2	3	4	5
②予算概要書	1	2	3	4	5
③予算説明資料(議会提出資料、主要な施策の説明等)	1	2	3	4	5
④決算書	1	2	3	4	5
⑤決算概要書	1	2	3	4	5
⑥決算説明資料(議会提出資料、主要な施策の成果等)	1	2	3	4	5
⑦監査委員会決算審査意見書	1	2	3	4	5
⑧財務書類(公会計情報のこと)	1	2	3	4	5

(4) 上記の資料以外に、予算・決算の審議に有用と考える資料があれば御記入下さい。

【問2】予算・決算審議に必要な情報について

(1) 予算・決算の審議において、以下の情報はどの程度重要であると考えますか。

	非常に重要	やや重要	どちら でもない	あまり 重要でない	重要でない
①財政の健全性	1	2	3	4	5
②経常収支比率	1	2	3	4	5
③予算の執行率	1	2	3	4	5
④総合計画の進捗状況	1	2	3	4	5
⑤政策効果と費用の関係	1	2	3	4	5
⑥財源の種類	1	2	3	4	5
⑦政策目的の達成と事務事業との関係	1	2	3	4	5
⑧サービスの内容	1	2	3	4	5
⑨サービスの単価・コスト	1	2	3	4	5
⑩受益者負担の比率	1	2	3	4	5
⑪目的別（福祉、教育等）支出の状況	1	2	3	4	5
⑫性質別（人件費、物件費等）支出の状況	1	2	3	4	5
⑬公共施設等の管理状況	1	2	3	4	5
⑭他団体の情報	1	2	3	4	5
⑮その他 具体的に（ ）					

【問3】議会活動について

(1) 貴団体の議会活動についてお伺いいたします。

①予算／決算委員会に財政・財務に関する専門的知識を有する方はおられますか	はい	いいえ
②平成24年度～28年度の予算審議において修正動議が提出されたことはありますか	はい	いいえ
③議会基本条例を制定しておられますか	はい	いいえ
④総合計画の策定は議会の議決対象事案ですか	はい	いいえ
⑤住民向け議会報告会を開催していますか	はい	いいえ
⑥予算・決算審議の説明を含む議会広報紙を発行していますか	はい	いいえ
⑦財務書類（公会計情報のこと）の活用に関する議員向研修を開催していますか	はい	いいえ
⑧議会改革のための検討組織を設置しておられますか	はい	いいえ
⑨議長マニフェストを導入しておられますか	はい	いいえ

(2) 議会活動における情報収集に関して、以下は機能していますか。

	非常に有用	やや有用	どちらでもない	あまり有用でない	有用でない
①議会事務局の調査機能の強化	1	2	3	4	5
②行政の担当部課からの情報提供の強化	1	2	3	4	5
③わかりやすい議員向け資料の整備	1	2	3	4	5
④外部の研究機関（大学等）との連携	1	2	3	4	5
⑤他団体の議会との情報共有	1	2	3	4	5
⑥視察による情報収集機会の拡大	1	2	3	4	5
⑦議員向研修の拡充	1	2	3	4	5
⑧その他 具体的に（ ）					

(3) 議会活動における情報収集に関して、どのような機能の強化が有用であると考えますか。

	よく機能している	やや機能している	どちらでもない	あまり機能していない	機能していない
①議会事務局による情報収集	1	2	3	4	5
②行政の担当部課からの情報提供	1	2	3	4	5
③議会提出資料のわかりやすさ	1	2	3	4	5
④外部の研究機関（大学等）との連携	1	2	3	4	5
⑤他団体の議会との情報共有	1	2	3	4	5
⑥視察による情報収集	1	2	3	4	5
⑦議員向研修	1	2	3	4	5
⑧その他 具体的に（ ）					

【問4】その他

(1) 貴団体につきお答えください

①人口規模

1) 5万未満 2) 5~10万 3) 10~20万 4) 20~30万 5) 30~50万 6) 50万以上

②議員定数 _____名

(2) 御回答者様につきお答え下さい

①性別

1) 男性 2) 女性

②年齢

1) 30歳代 2) 40歳代 3) 50歳代 4) 60歳代 5) 70歳以上

(3) 貴団体名およびご回答者様連絡先につき御記入下さい

・「団体名」関連情報は必ずご記入ください。

・「回答者」関連情報は差し支えない限りご記入ください。今回の調査につき確認したいことがある場合、電話またはメールでお問い合わせする場合がございます。議長様の代理の方が回答される場合は御所属部署・役職を御記入下さい。

・「面談者」関連情報は、調査結果がまとまりましたのちに直接面談に応じてくださり、この調査結果につきご議論いただけます可能性がある場合にご記入ください。面談者が回答者と異なる場合、回答者を通じてコンタクトを取らせていただきます。

・なお、調査結果につきましては、以下の記入をもとに、お送りさせていただきます。

団体名	団体名
	団体住所
回答者	回答者氏名
	所属部署・役職
	e-mail
	電話
面談者	後日、面談可能である・面談は対応できない（いずれかを掲載ください）
	面談可能な場合の面談者

その他、ご意見等ございましたら下記に御記載下さい

質問は以上です。ありがとうございました。

